

自動車リサイクル法が平成十七年一月本格施行します。

循環型社会の形成に向けて

私たちの生活に欠かせないクルマは、国内で年間四百万台が廃車されています。ゴミを減らし、資源を無駄遣いしない循環型社会をつくるために、クルマのリサイクルについて自動車メーカー・関連事業者、クルマの所有者の役割を決めた「使用済自動車の再生資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成十七年一月からスタートします。

1 自動車リサイクル 法の概要

1 背景と目的

自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破碎業者において売買を通して流通し、リサイクル・処理が行われてきました。



2 施行スケジュール

平成十四年七月
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)成立。

平成十五年六月
資金管理法人、情報管理センター、指定再資源化機構の二機能について(財)自動車リサイクル促進センターを指定。

平成十五年八月
政省令の大部分を策定。

平成十六年七月一日
法律第二段階施行(許可の開始)
三ヶ月以内に解体業・破碎業の許可申請(廃棄物処理法の業の許可を受けている場合は届出)が必要。

平成十七年一月一日
本格施行(行為義務、リサイクル料金等の預託義務等が発生)等。

平成十七年二月一日
国土交通省等における登録・車検業務開始。

3 対象自動車

次表に掲げる「対象外となる自動車」を除くすべての車種の四輪自動車(トランク・バスなどの大型車、商用車、特殊自動車(キャンピングカーなど)、ナンバープレートの付いていない構内車も含む)が対象です。

対象外となる自動車

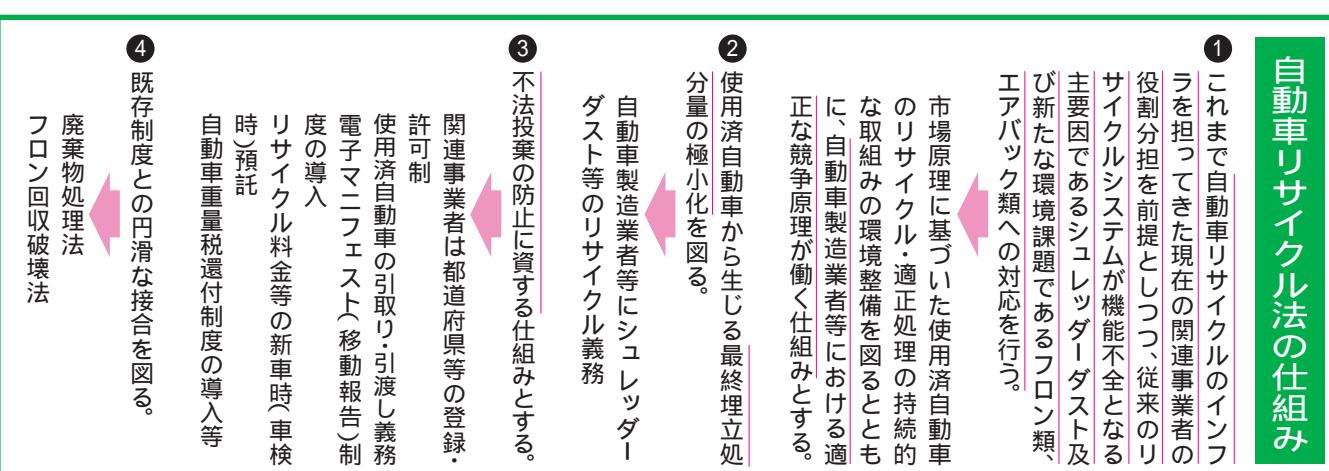
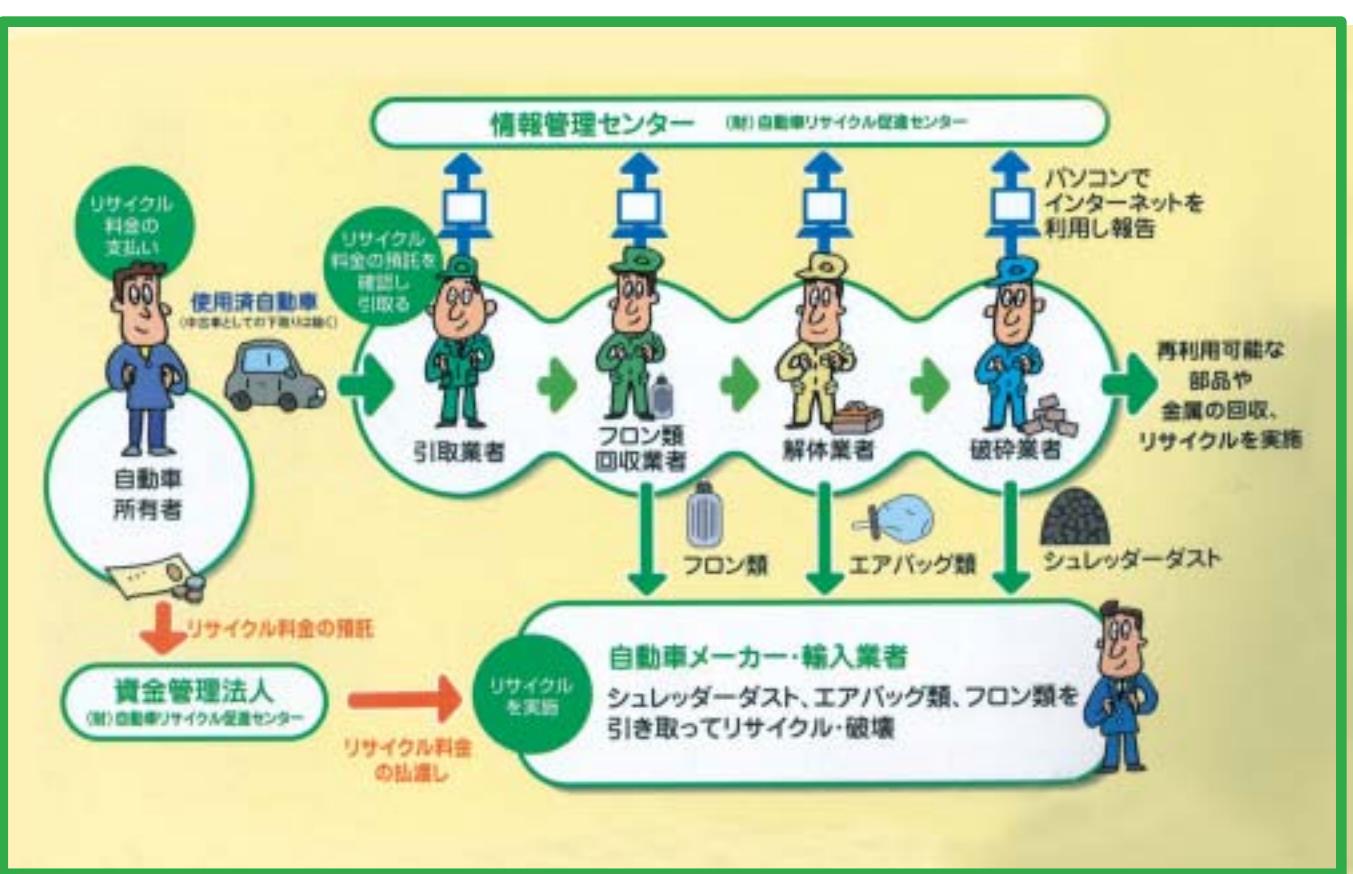
- 被けん引車。
- 二輪車(原動機付自転車、側車付きのものを含む)。
- 大型特殊自動車、小型特殊自動車。
- その他政省令で定めるもの(農業機械、林業機械、スノーモービル、自衛隊の装甲車、ホイール式高所作業車、無人搬送車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、公道を走らないレース用自動車)。
- 公道を走らないレース用自動車。

4 関係者の主な役割

- 1 自動車所有者
- フロン類、エアバッグ類、シュレッダーストのリサイクルに必要なリサイクル料金を負担します(リサイクル券の預託証を受け取る)。
- 2 最終所有者は、都道府県知事等に登録された引取業者に使用済自動車を引渡します(リサイクル券の引取証を受け取る)。
- 3 自動車重量税の還付請求・受け取りをします。

2 他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により、使用済自動車から生じるシュレッダースト(車の解体・破碎後に残るプラスチックくずなど)を低減する必要性が高まっています。また、最終処分費用の高騰、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動によって使用済自動車の逆有償化(処理費を払って引き渡す状況)が進展してあり、近年、従来のリサイクル

システムは機能不全に陥りつつあって、不法投棄・不適正処理の懸念も生じてきている状況です。このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築する必要となりました。



自動車リサイクル法の仕組み

1 これまで自動車リサイクルのインフラを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダースト及び新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類への対応を行う。

市場原理に基づいた使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組みの環境整備を図るとともに、自動車製造業者等における適正な競争原理が働く仕組みとする。

2 使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化を図る。

3 不法投棄の防止に資する仕組みとする。

4 既存制度との円滑な接合を図る。

- 1 都道府県知事等の登録が必要です。(5年毎の更新制)
2 「自動車リサイクルシステム(財)自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。
- 3 解体業者又は破碎前処理のみを行う破碎業者から、正当な理由がない限り、解体車(廃車ガラ)を引き取る義務があります。
- 4 「再資源化基準」に従い適切な解体を実施する義務があります。
- 5 ● パッテリ・タイヤ・廃油廃液・蛍光灯(バスなどの室内用)を回収し、技術的に経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化(不可能な場合には廃棄物として適正処理すること)有用な部品や材料等を技術的・経済的に可能な範囲で回収すること等
- 6 ● 取外回収／インフレータ・ガス発生器等を取外回収後、自動車製造業者等の指定する指定取扱場所に引き渡す。
- 7 ● 車上作動処理／自動車再資源化協力機構へエアバック類の回収費用を委託を受けて車上作動処理
- 8 電子マニフェスト(移動報告)で、取引引渡し報告が必要です。

自動車リサイクル法が必要な理由



- 1 離島対策、余剰金の使途
- 2 「再資源化基準」に従い適切な破碎又は破碎前処理を実施する義務があります。
- 3 破碎処理工程／鉄アルミニウム等を技術的に可能な範囲で分別回収すること。
- 4 「再資源化基準」に従い適切な破碎又は破碎前処理を実施する義務があります。
- 5 ● シュレッターダストを自動車製造業者等に指定引取場所において引取基準に従って引き渡す義務があります。
- 6 電子マニフェスト(移動報告)で、引取引渡し報告が必要です。
- 7 離島対策とは、一定の条件を満たす離島の市町村(島外への使用済自動車の共同搬出などの措置を講じる場合)に対して地域の市町村(島外への使用済自動車の共同搬出などの措置を講じる場合)に対しての資金協力を行います。
- 8 現在は自動車重量税の還付はありませんが、導入後は適切に解体処理され永久抹消されたことが確認されれば、運輸支局等

6 自動車重量税の還付制度

- 1 業界の自主取組みとして二輪車のリサイクルシステムが十六年十月一日より始まります。
- 2 リサイクル料金の負担は、新車については、販売価格へ上乗せした上で、車体に「二輪車リサイクルマーク」を貼ることで既存車と区別します。リサイクルマークのない既存車については、廃棄時に取扱店などに備え付けの「二輪車リサイクル管理票」を使って郵便振替で支払います。

2 抹消登録制度等の改正について

- 1 自動車リサイクル法の本格施行と同時に、改正された道路運送車両法の抹消登録関係の手続きもスタートします。
- 2 具体的な改正内容として、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度、軽自動車についての自動車検査証の返納の双方を引き続き残しつつ、一時抹消登録後に解体がされた時(自動車リサイクル法の電子マニフェスト情報で解体が確認されることが必要と)、中古車輸出(一時抹消登録を行わずにそのまま輸出する場合も含む)を行う時には、その旨の届出等を運輸支局等にすることが必要となります。

3 二輪車リサイクル自主取組について

- 1 運送車両の登録を経由して申請することにより車検の残存期間の月単位に応じた自動車重量税が税務署を通じて還付されます。(輸出抹消では還付されない点に留意ください)

- 1 都道府県知事等の許可が必要です。(5年毎の更新制)
2 「自動車リサイクルシステム(財)自動車リサイクル促進センター」への登録運用。
3 情報管理業務電子マニフェストの管理。
4 再資源化等業務離島問題、不法投棄の対策等)。
- 5 「自動車再資源化協力機構」フロン類・エアバック類の共通取扱い及び諸契約や料金の支払い等フロン類回収業者・解体業者への窓口として機能。シユレッターダストは、自動車製造業者等が二つのチームを構成し、引取り及び再資源化を実施。
- 6 電子マニフェスト(移動報告)で、引取引渡し報告が必要です。
- 7 「自動車リサイクル法の指定法人で、次に業務を実施。①資金管理業務リサイクル料金の管理運用。②情報管理業務電子マニフェストの管理。

5 解体業者(使用済自動車からの部品取りを含め、解体を行つ)

- 1 都道府県知事等の許可が必要です。(5年毎の更新制)
2 「自動車リサイクルシステム(財)自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。

6 フロン類回収業者(使用済自動車からフロン類を回収する)

- 1 都道府県知事等の登録が必要です。(5年毎の更新制)
2 「自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。

7 フロン類回収業者(車両からフロン類を回収する)

- 1 都道府県知事等の登録が必要です。(5年毎の更新制)
2 「自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。

一般ユーザー



Q1 リサイクル料金って、いくらかかるの?

A1 クルマのメーカー、車種によって、1台ごとに違います。シュレッターダストの発生見込量やフロン類・エアバック類の装備状況などによって決まるんです。具体的な金額は、自動車メーカー・輸入業者各社が公表しますので、各社のホームページなどでご確認ください。

【シュレッターダスト】クルマの解体・破碎後に残るプラスチックくずなど。

【フロン】カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因となるので適正処理が必要。

【エアバック】安全な処理には専門的な技術とコストが必要。

Q2 リサイクル料金はいつ払えばいいの?

A2 来年(平成17年)1月以降に新車を購入する時に支払いください。今お乗りのクルマは来年(平成17年)1月以降の最初の車検時までに、車検を受けずに廃車する場合は廃車時に、お支払いをお願いします。

来年2月1日から、クルマの登録・車検の際に国による支払いの確認がなされます。リサイクル料金が支払われないと、クルマの登録・車検が受けられません。

リサイクル料金は国の指定を受けた資金管理法人である(財)自動車リサイクル促進センターが安全・確実に管理します。車検時や廃車時にはリサイクル料金とは別に手数料や費用がかかる場合があります。



Q3 私たちが支払ったリサイクル料金って結局何に使われるの?

A3 クルマのリサイクルの障害になっているシュレッターダスト、フロン類、エアバック類のリサイクルと適正処理のために使われます。また料金の一部は、リサイクル料金の管理や、廃車処理の情報管理にも使われます。

大切な地球環境を守るために、クルマの所有者に果たしていただく必要な役割だということをご理解をお願いいたします。

Q4 クルマを廃車にする時に何か気をつけなければいけないことはあるの?

A4 クルマを廃車にする時は、都道府県等の登録を受けた引取業者に渡してください。この時に車検が残っている場合は残存期間に応じて自動車重量税が還付されます。

【引取業者】新車・中古車ディラー、整備業者等。(リサイクルルートに乗せる入口の役割)

2 自動車製造業者、輸入業者(自動車製造業者等)

- 1 自らが製造又は輸入した自動車が使用済みとなつた場合、その自動車から発生するフロン類・エアバック類及びシユレッターダストを引取りリサイクル(フロン類については破壊)を適正に行う義務があります。
- 2 自動車の設計・部品又は原材料の種類の工夫を通じた自動車の長期使用の促進と再資源化を容易にし、リサイクルに要する費用の低減を図ります。

- 3 引取業者(自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取る)
- 1 都道府県知事等の登録が必要です。(5年毎の更新制)
- 2 「自動車リサイクルシステム(財)自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。
- 3 自動車所有者から使用済自動車を引取り、フロン類を回収した使用済自動車を引き渡す義務があります。(使用済自動車をリサイクルルートに乗せる役割を果たします)
- 4 引取りの際にはリサイクル料金の預託確認が必要です。(所有者に引取りの書面の交付)
- 5 電子マニフェスト(移動報告)で、引取引渡し報告が必要です。
- 6 「財)自動車リサイクル促進センター」自動車リサイクル法の指定法人で、次の業務を実施。
- ①資金管理業務リサイクル料金の管理運用。
- ②情報管理業務電子マニフェストの管理。
- ③再資源化等業務離島問題、不法投棄の対策等)。

- 1 都道府県知事等の登録が必要です。(5年毎の更新制)
- 2 「自動車リサイクルシステム(財)自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。
- 3 引取業者から、正当な理由がない限り、使用済自動車を引き取る義務があります。
- 4 フロン類を回収した使用済自動車を自動車製造業者等(自動車再資源化協力機構)へ引き渡す義務があります。
- 5 フロン類を回収した使用済自動車を自動車製造業者等(自動車再資源化協力機構)へフロン類の回収費用を請求できます。
- 6 フロン類を回収した使用済自動車を解体業者へ引き渡す義務があります。
- 7 フロン類を回収した使用済自動車を自動車製造業者等(自動車再資源化協力機構)へ引き渡す義務があります。

4 フロン類回収業者(車両からフロン類を回収する)

- 1 都道府県知事等の登録が必要です。(5年毎の更新制)
- 2 「自動車リサイクル促進センター」への登録が必要です。
- 3 引取業者から、正当な理由がない限り、使用済自動車を引き取る義務があります。
- 4 フロン類を回収した使用済自動車を自動車製造業者等(自動車再資源化協力機構)へ引き渡す義務があります。
- 5 フロン類を回収した使用済自動車を自動車製造業者等(自動車再資源化協力機構)へフロン類の回収費用を請求できます。
- 6 フロン類を回収した使用済自動車を解体業者へ引き渡す義務があります。
- 7 フロン類を回収した使用済自動車を自動車製造業者等(自動車再資源化協力機構)へ引き渡す義務があります。